

平成 27 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

松本市監査委員

松監事第4号

平成28年3月24・31日

松本市長                   菅谷 昭 様  
松本市議会議長        犬飼 信雄 様

松本市監査委員 太田 由夫  
                  同       伊藤 かおる  
                  同       青木 豊子

## 平成27年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

# 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の期間	1
5	監査の方法	1
6	監査対象団体の概要	2
7	監査の結果	4

## 1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

## 2 監査の対象

市から財政的援助、出資等を受けた団体で、行政改革により関与の見直しが行われた13団体の中から計画的に監査を実施することとし、今年度は、次の2団体を監査の対象としました。

日本アルプス観光株式会社（所管課 商工観光部山岳観光課）  
一般財団法人松本市勤労者共済会（所管課 商工観光部労政課）

## 3 監査の範囲

出資団体として、日本アルプス観光株式会社は主として第66期（平成25年1月1日から平成25年12月31日）及び第67期（平成26年1月1日から平成26年12月31日）並びに第68期の監査時点、一般財団法人松本市勤労者共済会は主として平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日）及び平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）並びに平成27年度の監査時点の事業に係る出納その他の事務の執行について監査の対象としました。

## 4 監査の期間

平成27年10月6日から平成28年3月23日まで

## 5 監査の方法

監査対象団体及び所管課から、必要な資料及び関係書類の提出を求め、双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施しました。

監査に当たっては、出納その他の事務の執行が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次のとおり着眼点を定めて監査を実施しました。

（団体関係）

- （1）定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- （2）設立目的に沿った事業運営が行われているか。
- （3）決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- （4）事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- （5）経営成績及び財政状態は良好か。
- （6）関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- （7）会計経理及び財産管理は適切か。
- （8）資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

（所管課関係）

- （1）出資目的及び出資金額等は妥当か。
- （2）出資金等の支出手続は適正か。
- （3）株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- （4）株券等の保管は良好か。

- (5) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (6) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (7) 増・減資等はあるか。

## 6 監査対象団体の概要

### (1) 日本アルプス観光株式会社

- ア 名称 日本アルプス観光株式会社
- イ 所在地 松本市安曇 724 番地 2
- ウ 設立年月日 昭和 23 年 8 月 28 日
- エ 資本金 16,000 千円 (うち本市出資金 4,800 千円 (出資割合 30%))
- オ 設立目的 観光安曇村建設に関する調査研究並びに活動を積極的に推進する。
- カ 事業内容 (ア) 観光施設の建設及び経営  
(イ) 土産品その他の斡旋及び販売  
(ウ) 観光に対する各種案内その他公共的施設  
(エ) その他観光に付随する会社経営上必要なる事業
- キ 組織 役員は、代表取締役 1 名、取締役 6 名、監査役 2 名 (平成 27 年 10 月現在)
- ク 財政状況

貸借対照表  
平成26年12月31日現在 (単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	167,800	流動負債	7,558
固定資産	192,432	固定負債	4,500
有形固定資産	183,704	負債合計	12,058
無形固定資産	337	純資産の部	
投資その他の資産	8,391	資本金	16,000
繰延資産	30,870	利益剰余金	363,044
		純資産合計	379,044
資産合計	391,102	負債・純資産合計	391,102

(2) 一般財団法人松本市勤労者共済会

- ア 名称 一般財団法人松本市勤労者共済会
- イ 所在地 松本市中央4丁目7番26号 松本勤労者福祉センター内
- ウ 設立年月日 昭和47年7月1日(平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
- エ 基本財産 40,000千円(うち本市出捐金 40,000千円(出資割合100%))
- オ 設立目的 松本市の企業等に勤務する者及び住民(以下「勤労者等」という)に対して、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者等の福祉の向上を図るとともに、地域企業等の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- カ 事業内容 (ア) 勤労者等の生活安定に係る事業  
(イ) 勤労者等の福利厚生に係る事業  
(ウ) 勤労者等の健康維持増進に係る事業  
(エ) 勤労者等の自己啓発に係る事業  
(オ) 勤労者等の老後生活の安定に係る事業  
(カ) 勤労者等の財産形成に係る事業  
(キ) 前各号に掲げるもののほか、設立目的を達成するために必要と認める事業
- キ 組織 評議員は13名、役員は、理事長1名、副理事長2名、常務理事1名、理事9名、監事2名(平成27年10月現在)
- ク 財政状況

貸借対照表  
平成27年3月31日現在 (単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	51,017	流動負債	173
固定資産	81,601	負債合計	173
		正味財産の部	
基本財産	40,000	一般正味財産	132,445
特定資産	41,601		
		正味財産合計	132,445
資産合計	132,618	負債及び正味財産合計	132,618

## 7 監査の結果

### (1) 日本アルプス観光株式会社

#### ア 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の改善事項をはじめ、不適切な処理が散見されました。なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

#### イ 改善事項

法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は次のとおりですので、しかるべき措置を講じてください。

##### (団体関係)

(ア) 上高地観光センター外壁塗装工事の積立金(3年計画)が、単年度の経費として処理されていました。工事完了後、精算が終了してからの経費とするようにしてください。

(イ) 定款の目的が安曇村当時のままとなっていますので、実態に合うよう変更してください。

また、株主名簿を、毎年決算時(12月31日現在)に作成してください。

(ウ) 雇用契約書、出勤簿等の労務に関する書類と議事録の整備をしてください。

(エ) 小梨平事務所の現金は、鍵のかかる安全な場所で管理してください。

(オ) 申告書と決算書の未払法人税の金額が一致していませんでした。整合性のとれた書類の作成に心がけてください。

#### ウ 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

##### (団体関係)

(ア) 観光会社への支払手数料は、現金支払ではなく、相手方の会社口座への振込が望ましいです。

(イ) 役員への費用弁償が、実費を超えて支給されていると思われます。費用弁償としての妥当な金額を検証してください。

(ウ) 観光センター売店と小梨平では、従業員の残業等、労務管理の取扱いが異なっているため、社内でルールを統一してください。

##### (所管課関係)

(ア) 社内のガバナンスを強くするために、市が30%の株を保有する筆頭株主として、会社の経営状況を把握し、適宜に適切な指導・助言が必要であると考えます。

(イ) 一方、上高地観光全体を牽引すべき行政が、一企業の筆頭株主である必要性について、早急に検証してください。

## (2) 一般財団法人松本市勤労者共済会

### ア 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の改善事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

### イ 改善事項

法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は次のとおりですので、しかるべき措置を講じてください。

#### (団体関係)

(ア) 会員紹介者謝礼用の商品券 20 枚 (48,000 円)、TOYボックスから購入したアルプス公園ドリームコースターチケット 55 冊 (92,800 円) 及び切手 186 枚 (10,052 円) が、会計帳簿へ記帳すべきところ簿外処理されていました。適正な会計処理に改めてください。

(イ) 超過勤務命令簿等の勤務実態を記録する帳簿に、後追いで処理を行ったことによる誤りが散見されました。即時処理に努めてください。

(ウ) 労働契約で、労働条件に対する同意書の整備をしてください。

(エ) 会費の未収金については、未収額が膨らまないよう早期回収に努めてください。また、回収が不可能な事業所については、不納欠損等の適正な処分を行うためのルールを早急に検討してください。

### ウ 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

#### (団体関係)

(ア) 会員の加入促進事業について、費用対効果の面から見直しが必要と考えます。企業へのPR不足も否めませんので、促進員の委託先、契約内容等も含め、促進方法について検証してください。

(イ) 金庫が、事務室内の鍵のかかる書庫に保管されていました。共済会は労政課と同じ事務室内にあり、事務室のある勤労者福祉センターは貸館業務を行っていることから関係者以外が事務室内に入る可能性があります。個人情報に記載された書類も事務室内に保管されていますので、安全性を高めるためにも耐火金庫の設置が必要と考えます。

(ウ) 給付金が確実に該当者へ渡るように、受け取りを事業主ではなく、会員本人の口座へ振り込むよう検討してください。

(エ) 役員への費用弁償が、実費を超えて支給されていると思われます。会議時間も1時間程度であることから、費用弁償としての妥当な金額を検証してください。

(オ) 参加者の少ない事業の見直しを行ってください。事業の内容、周知方法、日程、金額等どこに問題があるのか、魅力ある事業とするための検証及び研究を要望します。



(カ) 書類、事務所ともに整理されていて、現金等も適切に管理されていました。

　　今後は、事務に関して組織内でチェックできる体制を整備し、会員数の増加及び事業の充実に努めてください。

(所管課関係)

(ア) 市からの補助金が本当に必要であるのか、経営状況に留意しながら今後も検証を行ってください。

(イ) 会員の加入促進、事業の周知・充実が図られるよう適切な指導助言を行ってください。